2017. 8.20

食品衛生レビュー№99　　食品衛生法許可対象外の製造業が多くある

食品衛生法で飲食店営業、乳類販売業乳製品製造業、食肉処理業など営業許可業種が定められています。しかし、食品製造業には食品衛生法による許可を必要としない多くの業種があり、事故も発生しています。そこで、現状を説明します。

食品衛生法の許可業種

次の34業種

調理業：飲食店営業、喫茶店営業

処理業：食肉処理業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、集乳業、食品の冷凍又は冷蔵業、食品の放射線照射業

販売業：乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、氷雪販売業

製造（加工）業：菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業

食品衛生法営業の許可を必要としない食品製造業で発生した事故事例

2016年10月に静岡県の食品製造業

「冷凍メンチカツ」によって、腸管出血性大腸菌O157食中毒が発生。患者数67人

2017年1月から2月に大阪市の食品製造業

加工（刻み工程）した「キザミのり」よって、学校給食等でノロウイルス食中毒発生。患者数2,065人（速報値）。

自治体の対策

都道府県によっては条例を制定して規制しています。しかし、条例の制定は少なく、多くは指導要綱です。

製造（加工）業の条例許可業種　　一部

東京都：つけもの製造業など７業種

神奈川県：魚介類加工業

埼玉県: 菓子種製造業、こんにゃく類製造業、つけ物製造業、魚介類加工業

千葉県：無し

群馬県：つけ物製造業(塩づけのつけ物以外)、菓子種製造業、こんにゃく又はところてん製造業

東京都の条例許可業種（詳細）

つけもの製造業：塩漬け及びぬか漬け以外の漬物を製造

製菓材料等製造業：生種、いり種、コーンカップ、フラワーペースト、その他の製菓材料並びにジャム及びマーマレード類を製造

粉末食品製造業：粉末ジュース、インスタントコーヒー、みそ汁のもと、ふりかけ類、ドーナツのもと、その他の粉末食品を製造

そう菜半製品等製造業：ギョウザ、コロッケ、ハンバーグその他のそう菜の半製品、こんにゃく、ちくわぶその他のそう菜材料及びしそ巻、たいみそその他のそう菜類似食品を製造

調味料等製造業：チャーハンのもと、だしのもと、カレールーその他の調味料及び七味唐辛子、カレー粉、さんしょう粉その他の香辛料を製造

魚介類加工業：魚卵製品、魚介類乾製品

液卵製造業：鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう）を製造

埼玉県・群馬県の条例許可業種

菓子種製造業：煎餅生地などの製造

条例で定めていない倍場合

指導要綱で指導する。指導要綱だと施設基準を定めても行政指導であり、規制力は低い。指導要綱も全国統一ではなく、業種によっては指導要綱がない自治体がある。

上記事故事例の2施設に対して、静岡県、大阪府とも条例による規制はありませんでした。

まとめ

１　食品衛生法で定められていない食品製造業が多くあり、許可を必要としない施設が原因の食中毒が発生している。

福神漬け、いちごジャム、インスタントコーヒー、ドレッシング、砂糖、加熱調理の必要な総菜半製品（食肉比率50％以下のハンバーグ、春巻き、餃子、コロッケなど）、カレールー、辛子明太子、ふりかけ、こんにゃくなどの製造は、食品衛生法による営業挙を必要としない。

２　食品衛生法で定められていない食品製造業は自治体で条例の制定あるいは指導要綱で指導する。

３　条例の制定は少なく、条例制定がない自治体もある。

４　指導要綱の定めがない場合もある。

おわりに

東京都などほんの一部の自治体を除き、多くの自治体は食品衛生監視員の減員で、食品衛生法許可業種以外の食品製造業は実態把握が難しいのが現状と考えます。（笈川　和男）